

## 高砂市立図書館雑誌スポンサー募集要領

### 1、雑誌スポンサー募集の目的

高砂市立図書館（以下「図書館」）で収集保存する雑誌の充実による市民サービスの向上と地元企業、商店、団体による図書館サポートの仕組みづくりを目的に雑誌スポンサーを募集します。

### 2、雑誌スポンサーの内容

雑誌スポンサーの方には、代金をご負担いただいて図書館指定の納入業者からご購入いただきます。

ご購入いただいた雑誌は、図書館の雑誌コーナーに設置します。ご希望があれば最新号のカバー表面に雑誌スポンサー名を、裏面には広告を掲載することができます。

尚、雑誌の調達は図書館が行い、提供された雑誌の所有権は図書館に帰属します。

### 3、雑誌スポンサーの対象

「高砂市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領」（以下「実施要領」）第4条2項該当する業種は対象としません。なお、広告掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。その際の費用の返金等は一切行いません。

### 4、雑誌の選定

雑誌スポンサー様には図書館が提供する雑誌タイトルの中から、提供いただく雑誌タイトルをご選択いただくものとします。また、希望雑誌が重なった場合は原則先着順といたします。

### 5、広告規格・表示方法

- (1) ご提供の最新号カバー表面に雑誌スポンサー様のお名前やロゴを掲載します。表示の大きさは縦5cm、横13cm（説明文含む）とし、白地に黒の印字となります。貼付け位置はカバー表面の底辺より4cm上部の中央とします。
- (2) 最新号カバーの裏面に雑誌スポンサー様が作成した広告を1枚挿入できます。広告は当該雑誌の最新号のカバーに収まるサイズとし、片面印刷のものをご用意ください。
- (3) 広告の掲載は雑誌が納入された月から当該年度3月末までとなります。
- (4) 3箇月に1度、裏面広告の内容を変更することができます。
- (5) 雑誌の設置場所は図書館で決定します。

## 6、広告の内容及び掲載しない広告の基準

広告の内容は、図書館の公共性を損なうものがないものとし、掲載する場合は雑誌スポンサー様と図書館が協議するものとします。次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は掲載しません。

- (1) 選挙、政党及び政治団体等政治活動に関連する広告
- (2) 広告主の代表者等の写真を含む広告
- (3) 社会問題や係争中の事案にかかる声明広告
- (4) 国内世論が大きく分かれている事項に関する広告
- (5) 第三者を誹謗、中傷または排斥する広告
- (6) 宗教団体による布教推進を主目的とする広告
- (7) 非科学的または迷信に類するもので、利用者を迷わせたり不安を与える恐れのある広告
- (8) 市が推奨しているような誤解を与える広告
- (9) 人材募集や学習塾・各種レッスン教室等の生徒募集広告
- (10) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のない広告
- (11) 暴力や犯罪を肯定し、または助長するような表現を用いた広告
- (12) 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現を用いた広告
- (13) 暴力またはわいせつ性を連想・想起させる広告
- (14) ギャンブルを肯定する広告
- (15) 青少年の人体・精神・教育に有害と認められる広告
- (16) 消費者保護の観点から適切でない広告
- (17) 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示または誤解を招く恐れのある表現を用いた広告
- (18) 投機・射幸心を著しくあおる表現を用いた広告
- (19) マルチ商法、催眠商法等、悪質商法と認められる事業に関する広告
- (20) 法律の定めのない医療類似行為の広告
- (21) 前各号に掲げるものの他、広告媒体に掲載する広告として不適當であると館長が認めるもの

## 7、広告料の額

雑誌購入代金をもって広告料とします。

## 8、お申込み

随時申し込みを受け付けます。（ただし、契約期間は雑誌スポンサー決定月から当該年度末まで。）

## 9、雑誌スポンサー及び広告内容の審査

お申込みいただいた際には、広告の内容を含め、別に定める実施要領に照らし審査を行います。

## 10、お申し込み方法

雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、お申し込みください。申込書は押印(法人・団体の代表印)し、下記の書類を添付して直接ご持参いただくか、ご郵送ください。なお、同じ雑誌に申し込みが重複した場合は原則先着順をいたします。

### ○ 申込書に添付いただく書類

- ① 広告案
- ② 会社概要等、業種等が判別できる資料

## 11、決定通知等

雑誌スポンサー様が決定した際は、決定通知書(様式第2号)をお送りしたのち、速やかに覚書(様式3号)を締結します。また、落選の際も文書にてご通知させていただきます。

※同じタイトルの雑誌を次年度も継続された場合は決定通知書(様式第2号)は送付いたしません。覚書の締結のみとなります。

## 12、代金のお支払い方法等

代金のお支払方法等については、次のようにさせていただきます。

- ① ご提供いただく雑誌代金のお支払いは、図書館が指定する納入業者に直接お支払いください。
- ② お支払いは雑誌スポンサー期間の全額をまとめて、一括先払いといたします。価格変動による追加徴収や返金については行いません。
- ③ お振込の場合の振込手数料はスポンサー様にご負担ください。
- ④ ご提供いただく雑誌が休刊または廃刊により購入不能となった際は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えます。

(平成29年11月20日制定)